

## 調達価格等算定委員会（第65回）

### 議事要旨

#### ○日時

令和2年12月23日（水）10時30分～13時30分

#### ○場所

オンライン会議

#### ○出席委員

山内弘隆委員長、大石美奈子委員、高村ゆかり委員、松村敏弘委員、山地憲治委員

#### ○オブザーバー

農林水産省、国土交通省、環境省、消費者庁

#### ○事務局

茂木省エネルギー・新エネルギー部長、山口省エネルギー・新エネルギー部政策課長、清水新エネルギー課長、杉浦再生可能エネルギー推進室長、廣瀬新エネルギー課長補佐

#### ○議題

- （1）地域活用要件について
- （2）地熱発電・中小水力発電・バイオマス発電について

#### ○議事要旨

- ・ 山内委員長及び高村委員長代理より、11月27日に非公開の第64回調達価格等算定委員会を開催し、入札（太陽光第7回・着床式洋上風力第1回・バイオマス第3回）の上限価格について意見を取りまとめたことの説明があった。また、同委員会を非公開とした趣旨に基づき、入札（太陽光第7回・着床式洋上風力第1回・バイオマス第3回）の上限価格の決定に至った考え方も含めて、その内容は、12月25日の入札結果の公表後に説明する旨の説明があった。

## (1) 地域活用要件について

### 委員

(地熱・中小水力・バイオマス発電に関する地域活用要件の基本的な考え方)

- 基本的に事務局案に賛成。
- 地熱、中小水力、バイオマスは、電源特性からして、電力市場への速やかな統合の可能性のある電源。事業継続性、社会的需要性を高めることが再エネの最大限導入に向けて重要。自治体が主導する取組を拡大するなかでコスト低減を狙う戦略が必要であり、現時点では要件を狭めず、運用しながら適切に見直していくと良い。
- 厳格な地域活用要件を設定してコスト高になることを避けるべきという事務局整理はもっともであるが、事務局案では要件が緩すぎるのではないかという懸念もある。

(自家消費型・地域消費型の地域活用要件)

- 地域電力が地域の再エネ電気を販売する事例があることを考えると、妥当。
- 電気を特定卸供給により供給し、かつ、その小売電気事業者が小売供給する電気の3割以上を当該発電設備が所在する都道府県内へ供給するものについて、小売電気事業者が地域新電力だとすると、都道府県という大きな単位に比べて割合が小さい。3割では複数の都道府県が該当するため、5割以上とするか、または、3割以上かつ当該都道府県への供給が最大になっているという制約を設けるべき。

(地域一体型の地域活用要件)

- 出資額の多寡は問わないとのことだが、自治体の主体的な関与が重要。現段階で基準を設けるのは困難と思われるためこの基準でまずは進め、情報を蓄積し、定性的要件の追加など必要に応じて見直すべき。主体的に関与しているとはいえない事例が続出する場合は、出資という形式は地域活用要件から外すべき。
- 自治体の主体的な関与について、説明を求めるというプロセスを入れることが制度濫用の牽制のために必要であり、今後も適切に見直すべき。
- 農山漁村再エネ法や温対法で検討されているものなど、他法令で自治体が策定する計画に法的な位置付けを与える案件について、整理をいただきたい。

(その他)

- バイオマス発電については、出力抑制の時間帯には抑制することになっているはずだが、調整能力がなく抑制できないと回答する事業者が多いと聞いている。出力抑制の時間帯に50%以下に出力を絞ることができない事業は、FIT制度にすることの弊害がとて大きいと、必要な場面では50%以下に出力を下げられることを条

件に追加すべき。

### 事務局

- 全体の方向性は、御指摘いただいたとおり、地域の取組を促しつつコスト増にならないようにしていきたい。必ずしも明確な基準を示せていないが、いただいたコメントも踏まえて、ファクトを積み上げていき、工夫しながら徐々に進めていきたい。
- 資料には自治体の名義での取り決めと記載したが、この趣旨は、各種法律にもとづく計画の認定もこれに含まれると考えている。一方で、何でもよいわけではなく、災害時を含む供給が位置付けられている計画ということである。

### 委員長

- 地域活用要件について、方向性は事務局案のとおりまとまった。委員から御指摘があったところについては、事務局にてさらにご検討いただきたい。

## (2) 地熱発電・中小水力発電・バイオマス発電について

### 委員

#### (地熱発電について)

- 事務局案に賛成。
- 丁寧にデータを分析いただいた。データからはFIP制度の対象とする領域について、2,000kWでの線引きは適切ではないと従来から指摘してきたが、今回、業界ヒアリングもふまえて1,000kWで線引きする案になっており、賛成。

#### (中小水力発電について)

- 事務局案に賛成。
- 設備利用率が1,000kW以上では想定値を上回っていることも考えると、FIP制度への移行基準を1,000kWにする事務局案に賛成。
- 2023年度以降については、資本費、運転維持費も勘案しながら設備利用率の60%相当への引き上げやそれに合わせた価格の想定を、今後改めて検討するという対応でよい。
- 2022年度以降の取扱いについて、資料3のP27・P28に設備利用率の想定値を「段階的に」引き上げることも考えられると記載されているが、具体的にどのような意味合いか。

(バイオマス発電について)

- 事務局案に賛成。
- 丁寧にデータを分析いただいた。メタン発酵バイオガス発電について、家畜糞尿と下水汚泥の違いがわかる。特に出力と設備利用率の関係については、分散が大きいですが、一定の傾向がみられる。
- 2021 年度における一般木材等及び液体燃料の取扱いについて、引き続き 10,000kW 以上を入札にするという扱いでよいと考える。10,000kW 未満は調達価格を変えにくいというのは理解。
- 新規燃料の取扱いについて、本当は持続可能性確認に係る経過措置を延長するというのもっと整理いただきたい。また、経過措置期間中の持続可能性の取組について、バイオマス WG で確認してほしい。
- 持続可能性 WG の議論を注視している。既存燃料は最初の段階で WG 設立前の認定だったことを考えると、すでに認定されているからいいというわけではなく、改めて WG の議論を踏まえて見直しも必要ではないか。持続可能性 WG の議論をできるだけ早急に進めていただきたい。
- バイオマス WG では、すでに FIT 制度対象になっている燃料について、ライフサイクル GHG も含む持続可能性が満たされているのか、効果的に行われているのかもはっきり議論をすべきだという意見が出ている。
- とりわけ PKS について新たな認証の準備をして、持続可能性の認証を受けて燃料を使いたいという事業者の取組が進んでいる。今回までのバイオマス WG のタイミングでは、まだ認証の準備が整わなかったものもあるが、算定委のサイクル上、最終決定には 1 年かかる。タイムラグができるので、バイオマス WG で実質の審査を早めて、算定委での最終確認をしてほしいという意見が事業者からも出ている。
- 2021 年度は新規燃料を認めないというのは不公平感があるが、実務上は難しいというのも理解している。
- FIP 制度について、バイオマス発電は FIP 制度への移行のメリットが最もある電源であり、本当は 10,000kW よりももっと低い基準から始めるべきだが、予見可能性の観点で 2022 年度は 10,000kW 以上とすることは、やむを得ない。他方、2023 年度以降に 1,000kW 以上とすることを念頭に議論することについて、このままでは 2023 年度よりもっと遅くなるのではないかと懸念しており、強いコミットをするためにも、2023 年度に 1,000kW 以上とすることについて委員から反対意見がないか確認したい。
- FIP 制度の対象について、「2023 年度以降早期に 1,000kW 以上」ということには同意だが、閾値を 2023 年度からいきなり 1,000kW 以上にするかという点は、状況を見て判断したく、留保させていただきたい。
- FIP 移行の閾値について、kW 価値が需給調整市場でどこまで明確になるかというこ

とや、FIP 制度がまだ詳細設計中であることを踏まえれば、決め打ちで 2023 年度というよりは、事務局案の「2023 年度以降早期に」という書き方でよいのではないか。

(その他)

- 個別性が非常に高く、そもそも数が少なくて結論導出が難しいということが繰り返し指摘されているが、この構造はこの後も変わらないと思うので、今後、対応を考えなければいけない。
- コスト低減のためにはリプレースが重要ではないか。
- FIT 制度に比べて、FIP 制度は資金調達コストが高くなるという先行研究がある。FIP 制度に誘導していくという点で、資金調達コストが高くないような設計が必要。この委員会での今後の検討課題として、FIP 制度と FIT 制度で IRR の考え方が同じでよいのかどうか整理が必要。

## 事務局

(中小水力発電について)

- 御質問があった資料 3 の P27・P28 に記載されている「段階的に」の意味合いだが、向こう 3 年間の取扱いを示す場合に、22 年度、23 年度と段階的に、という時間軸の趣旨である。

(バイオマス発電について)

- 新規燃料の取扱いについては、食料競合、ライフサイクル GHG の両方の観点からきちんとチェックしていく必要があり、両方の議論を踏まえて、意義のあるものを整理するため、引き続き、バイオマス WG の議論を深めていくようにしたい。その中で、御指摘のあった既存燃料についてもスコープに入れるという方向性だと思うので、どのようなルールにするのかは議論が必要。
- 持続可能性に係る経過措置については、御指摘のとおり、ただ延長を認めるというだけでなく、引き続き、取組を促していきたいという方針。
- 分散が大きいこと自体は今後も変わらないという御指摘について、効率的な事業の実施を追求しつつ、ばらつきがあるなかでマージナルな部分をどう扱うかは価格設計の大きな理念にかかわる部分。今後の、大きな宿題と認識。
- 御指摘の FIT 制度、FIP 制度の違いについても、今後の課題である。結果として FIP 制度にしたことによりコスト高、国民負担増大につながると思われるのは趣旨の誤解につながるので、そのあたりも含めて検討していきたい。

## 委員長

- 地熱発電、中小水力発電について、事務局案に対して大きな問題提起はなかった。
- バイオマス発電についても、2023 年度以降の FIP 制度への移行については議論があったが、各委員の御意見もふまえ、事務局案のとおりまとまった。

(お問合せ先)

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話：03-3501-4031

FAX：03-3501-1365